

番 号 : 141174

国 名 : 全世界

担当部署 : 社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名 : ジェンダー主流化支援業務 (運輸交通分野) (ジェンダー主流化)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : ジェンダー主流化
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : その他

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年3月上旬から2015年12月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 2.00M/M、現地 1.40M/M、合計 3.40M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1次現地業務	国内作業	第2次現地業務	国内作業	第3次現地業務	整理期間
10日	14日	10日	14日	10日	14日	10日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2月4日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも  
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等 :
    - ①類似業務の経験 44点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 4点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	ジェンダー主流化に係る各種業務
対象国/類似地域	全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし

(2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進は、貧困削減や持続可能で構成な開発を進めるために不可欠な取り組みである。日本政府は、2005年に「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」を発表し、ODA事業全般にわたってジェンダー主流化を図ることを明記しており、JICAにおいてもジェンダー平等と女性のエンパワメントを重要な開発課題としてとらえると同時に、あらゆる分野で認識すべき重要な視点として捉え、すべての分野課題の事業におけるジェンダー主流化の推進に取り組んでいる。特に、2013年9月の国連総会一般討論演説において、安倍首相が「女性が輝く社会の実現」に取り組んでいくことを表明し、女性の能力強化及び権利の保護・促進の分野で、国際社会との協力及び途上国支援を強化する意思を強調したことを踏まえ、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向け、一層の取り組み強化を図ることが重要となっている。

一方で、JICAの各課題分野におけるジェンダー主流化に関しては、本来ジェンダーの視点を取り入れられると考えられる事業であってもそのような視点が明示的に取り入れられていない、また実際に取り入れられている場合であっても、その内容が適切に補足されていない場合がある等分野課題による差が大きい現状がある。このような認識に基づき、以下の業務を実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、運輸交通分野の案件におけるジェンダー主流化推進支援のため、同分野の案件におけるジェンダー主流化推進の現状を把握の上、案件計画中あるいは実施中案件の調査団にジェンダー主流化団員として参団（あるいは個別に出張）し、案件担当のJICA職員等と協議・調整しつつ、具体的なジェンダー主流化推進のために必要な以下の調査を行う。調査は原則、技術協力プロジェクトの協力準備調査への参団（または個別に出張）とし、必要に応じ運営指導調査、評価調査、資金協力の協力準備調査等への参加も行うことがある。また、本業務従事者は、現地調査の結果等を踏まえ、本分野課題を担当業務とするJICA職員等に対し、勉強会等を通じジェンダー主流化に向けた助言を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2014年3～4月）

- ① 運輸交通分野の実施案件を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、ジェンダー主流化のための執務参考資料等を参考に、具体的な案件へのジェンダー視点の取り入れ方について検討を行う。
- ② ジェンダー平等・貧困削減推進室と相談の上、調査対象案件を決定し、現地調査で収集すべき情報を検討の上、質問票（案）（英文）を作成する。
- ③ ジェンダー主流化のための方策につき、プロジェクト関連資料（PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案等）に基づいて検討を行う。
- ④ 対処方針会議、勉強会等に参加する。

### (2) 現地派遣期間（2014年5月上旬～10月下旬の期間中に3回（第1回、第2回、第3回各2週間弱）を想定、3回それぞれ別の案件の調査に参団することを想定している）

- ① 当機構事務所等との打合せに参加する。
- ② 先方政府側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
  - ア 関連各組織におけるジェンダー主流化の現状を分析する。
    - (a) 現地で関連文献を収集し情報収集する。
    - (b) 関連部署・機関へのヒアリングを行う（質問票の配布・回収も含む）。
    - (c) 文献及びヒアリング結果等に基づき、ジェンダー主流化の現状および今後の主流化の可能性について分析する。
  - イ 先行案件、（実施中案件の場合には）実施中案件におけるジェンダー主流化のための

取り組みについて把握する。

ウ) 他ドナーの実施する関連案件における取り組み状況を把握する。

エ) 女性省等ナショナルマシーナリー（女性の地位向上を取り扱う当該国の機関）へのヒアリングを行う。

④対象案件で考慮すべきジェンダー視点および対応策案を整理する。具体的には以下のとおり。

ア) 対象案件におけるジェンダー視点および対応策案について、当機構の調査団員・ジェンダー平等・貧困削減推進室等とも協議し、実施機関の体制・能力に配慮した現状に即したジェンダー主流化案を作成する。

イ) 想定する各活動の実施に必要な先方の実施体制（関連する組織、分野別能力・人数）の案を作成する。

⑥プロジェクト関連書類（PDM案、P0案、事業事前評価表（案）等）のジェンダー主流化に関する部分につき協力する。

⑦担当分野に係る現地調査結果を当機構事務所等に報告する。

(3) 国内作業期間（2014年5月上旬～10月下旬（現地調査期間を除く）、3回の現地調査の間に2回、第1回、第2回それぞれ10日程度）

①現地調査を行った案件について、ジェンダー主流化関連部分について報告書（案）、関連資料（PDM案、P0案、R/D（Record of Discussions）案及びM/M（Minutes of Meetings））等作成に協力する。

②帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

(3) 整理期間（2014年11月上旬～12月中旬）

①文献・現地調査等の結果に基づき、運輸交通分野におけるジェンダー主流化のための調査事項、案件へのジェンダー視点取り入れのための方策についてとりまとめ、業務完了報告書を作成する。

②ジェンダー平等・貧困削減推進室と相談の上、職員等を対象にしたセミナー（1時間半程度）を2回程度開催し、担当分野に係る調査結果を報告する。

③既存の執務参考資料（分野課題ごとにA4で15ページ程度（和文））、広報資料（A4で2ページ程度の文章と図表（和・英））につき見直し、修正を行う。

## 8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

(1) 現地調査報告書（和文）

3回の現地調査の都度、報告書を電子データで提出することとする。

(2) 業務完了報告書（和文）

(1)を含む業務完了報告書を作成し、電子データをもって提出することとする。

(3) 運輸交通分野におけるジェンダー主流化のための具体的方策（和文）

本業務で調査を行った案件を例に、ジェンダー主流化のための具体的方策を示した資料。本資料をもとにセミナーを実施する。

(4) 執務参考資料、広報資料（和・英文、既存のもの修正版）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

3回分の現地調査の航空賃及び日当・宿泊料はJICAより支給します。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現時点では調査団への同行を想定していますが、本業務従事者が単独で現地調査を行う可能性もあります。

②便宜供与内容

当機構事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

JICAにて実施

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

主に機構がアレンジしますが、一部直接アレンジをお願いする場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

課題別指針「ジェンダーと開発」、「国別ジェンダー情報整備調査」等のジェンダー主流化に関連する資料が、当機構図書館のウェブサイト

(<http://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/more.html>) で公開されています。

また、ナレッジサイト

(<http://gwwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/NaviSubjTop?OpenNavigator>) 上にジェンダー主流化を取り入れた良事例として広報資料が掲載されています。

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。